

安倍内閣の解釈変更は「憲法解釈文書の改ざん」である
～昭和47年政府見解（決裁文書）を曲解し9条解釈「基本的な論理」を捏造～

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■外交防衛委員会 平成27年06月11日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 ……基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

■参-決算委員会 昭和47年09月14日

○説明員（吉國一郎君） 憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別적自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとするのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

○説明員（吉國一郎君）・・・日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビデュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませぬけれども、憲法第九条のよって来たるゆえんのところを考えまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。

○説明員（吉國一郎君）これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思えます。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるというところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。

2016年 (平成28年)

9月19日

月曜日
敬老の日

朝日新聞

第3138号(2016年9月19日)

Editorials

社説

安保法一年

一年前のきょう、衆議院、参議院の両院は、集団的自衛権の行使を容認する安保法を成立させた。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

まだ「違憲」のまま

勝つことも、敗北を覚えた野党が、安保法について違憲訴訟を提起している。自衛隊は主権の後を継いだ。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

2016年 (平成28年)

9月19日

月曜日
敬老の日

朝日新聞

第3138号(2016年9月19日)

Editorials

社説

安保法一年

一年前のきょう、衆議院、参議院の両院は、集団的自衛権の行使を容認する安保法を成立させた。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

まだ「違憲」のまま

勝つことも、敗北を覚えた野党が、安保法について違憲訴訟を提起している。自衛隊は主権の後を継いだ。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

東京新聞

「集団的自衛権行使に否定的」

1972年政府解釈
自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。



安保法

作成関与の元法制局幹部

自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

自衛権要件にわが国への侵襲

旧防衛庁資料も明記

集団的自衛権行使を容認した安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

- ① 防衛庁資料(2006年9月~10月) 72年政府解釈が、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。
- ② 防衛庁資料(1996年1月~99年8月) 集団的自衛権の行使を容認した安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。安保法は、自衛隊の活動範囲を拡大し、自衛隊が海外で活動できるようにした。

私立学校における教育勅語朗読に対する政府の勧告指導事例

■98-参-決算委員会-11号 昭和58年05月11日

- 政府委員（鈴木勲君） その後御指摘がございまして調べたわけでございますが、島根県にございます私立の松江日本大学附属高等学校におきまして、**建国記念の日の学校行事といたしまして教育勅語を取り上げていた**と、そういう事実はわかったわけでございます。（略）
- 本岡昭次君 文部大臣、現在お聞きのように、昭和二十一年及び二十三年の教育勅語に関する文部次官通達、さらには憲法、教育基本法、または国会の決議として失効決議がなされております。こうした措置をなされた教育勅語が、堂々と二十年間も私学とはいえ公教育の場で行われていたと。しかもそれは、**校長が単に読むだけでなく、校長の朗読に合わせて生徒が立って「朕惟フニ我カ皇祖皇宗」とずっと一諸に読んでいる。**私も教育勅語の時代に過ごしましたがけれども、一諸に校長と朗読したというようなことはないわけで、そういうことが二十年間行われていたんですね。文部大臣、これをどのような措置を講じるおつもりですか。
- 国務大臣（瀬戸山三男君） 教育勅語の扱いについては、本岡さん御存じのとおり、いまも初中局長からも御説明申し上げましたが、昭和二十一年及び二十三年、自後**教育勅語を朗読しないこと**、学校教育において使わないこと、また衆参両議院でもそういう趣旨のことを決議されております。でありますから、そういうことで今日まで指導してきておるわけでございますが、たまたまいま御説明申し上げましたように、松江市にある私立の高等学校でそういう事実があったということをも最近聞きまして、**率直に言って遺憾なことであると思っております。**教育勅語そのものの内容については今日でも人間の行いとして、道として通用する部分もありますけれども、**教育勅語の成り立ち及び性格、そういう観点からいって、現在の憲法、教育基本法のもとでは不適切である、**こういうことが方針が決まっておるわけでございますから、**そこで文部省といたしましては、その事態を承知いたしまして、**いま初中局長から申し上げましたように、これはいわゆる島根県の認可学校でございますから、**島根県を通じてそういうことのないように指導をしてくれと、こういうことをいま勧告しておる**わけございまして、まだその結果については詳細は報告が来ておりません。

■01-参-決算委員会-4号 昭和59年01月25日

- 本岡昭次君 ……島根県の松江日大高校が建国記念の日に講堂に高校生を集めて、校長が教育勅語を朗読して生徒もそれを一緒に声を上げて読んでいるということが明らかになって、文部省としても教育勅語を学校の教育活動の中で使うのは好ましくないから、それを指導したいということでしたが、この二月の十一日が近づいておりますが、そのことについてきちっと指導できたのかどうか伺います。
- 説明員（高石邦男君） 決算委員会での御指摘もございましたので、**文部省といたしましては、島根県当局に対してこういう内容についての是正を指導してもらいたいということを指導してまいったわけでございます。**県といたしましても私学の自主性という立場の尊重の限界がございますけれども、いろいろやり方について問題がございますので、是正をしていくようにという私学の当局者に指導を繰り返してきております。ことしの二月の十一日の形がどうなるか定かな状況はまだ見込みがつきませんが、当局者の話によりますと、是正をしていきたいという意思表示を県の方にしているというような状況でございますので、その推移を見守っていきたくて思っております。

■日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる

■国会法（昭和二十二年法律第七十九号）

第四百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

第五百五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

■参議院委員会先例

二八一 報告又は記録の提出要求に関する例
委員会が、審査又は調査のため、内閣、官公署（地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し報告又は記録の提出を求めるには、理事会の決定により要求する場合は委員会において委員の要求がありこれに別段異議もない場合には、成規の手続きを省略して、委員長から直接これを行うの例とするが、委員会において議決し、議長を得てこれを行った例もある。（以下、略）

■会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）

第三十条の三 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第五百条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

■日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第六十六条

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

■内閣法（昭和二十二年法律第五号）

第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

■日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

■公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

■行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

■日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。（以下略）

■平成29年9月25日 安倍内閣総理大臣記者会見（抜粋）

（安倍総理）

・・・さきの国会では、森友学園への国有地売却の件、加計学園による獣医学部の新設などが議論となり、国民の皆様から大きな不信を招きまわりました。私自身、閉会中審査に出席するなど、丁寧に説明する努力を重ねてまいりました。今後ともその考えに変わりはありません。

この選挙戦でも、野党の皆さんの批判はここに集中するかも知れない。こうした中で、選挙は厳しい、本心に厳しい選挙となる。そのことはもとより覚悟しています。しかし、国民の信任なくして国論を二分するような大改革を前に進めていくことはできない。我が国の国益を守るため、毅然とした外交を推し進めることはできません。国民の皆様のご信任を得て、この国を守り抜く決意であります。（以下、略）

（記者）

朝日新聞の田伏と申します。先ほど冒頭発言で解散理由について説明がありましたが、そういったことをある程度予想した上で、今回の解散に当たって大義がないのではないかと。北朝鮮情勢が緊迫する中、選挙を行うタイミングではないのではないかと。野党からの国会召集要求に事実上応じず、森友・加計問題の追及からの回避ではないかといった指摘があります。総理はそうした指摘に対してどのようにお答えになりますか。

（安倍総理）

・・・次に、臨時国会の召集時期についてであります。8月には予算編成に向けた概算要求作業がありました。9月には北朝鮮情勢が緊迫する中、ロシアやインドを訪問するなど外交日程をこなしてまいりました。先般は国連総会に出席し、日米首脳会談あるいは日米韓の首脳会談等を行ったところでありまして、こうした内外の諸課題に対応するために総合的に判断して、今週の28日の召集を決定したものであります。憲法上、問題はないと考えています。

その上で申し上げれば、閉会中におきましても必要に応じて衆参合わせて15回、閉会中審査を行いましたし、私自身も衆参の予算委員会に、閉会中審査に出席するなど、丁寧に説明を積み重ねてまいりました。今後ともその考え方には変わりはありません。

選挙は正に民主主義における最大の論戦の場であり、こうした中で、国民の信任も含めて与党の議員としての、そして全国会議員の信を問うわけであり、それは追及回避どころか、こうした批判も受け止めなければならない。そこで国民の皆様に対して御説明もしながら選挙を行う。むしろ大変厳しい選挙となることが予想されます。それを覚悟の上で、しかし、先ほど申し上げましたように、税こそ正に民主主義であり、税に関わる重

大な変更については国民の信を問わなければならないということ、従来から一貫して申し上げてきた私の、また、私たちの考え方に沿って、今回、解散をするわけであり、

■195-参-本会議-5号 平成29年11月22日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

森友学園への国有地売却についてお尋ねがありました。

国有地の売却における当事者間でのやり取りについては、現在捜査が行われており、捜査の場及びその後の司法の場において明らかになっていくだろうと思います。

ただ、私の妻が、一時期、名誉校長を務めていたこと、国民の皆様から疑念の目を向けられたとしても、もともとだと思います。

その上で、本件については、私自身、閉会中審査に出席するなど、国会において丁寧に説明を積み重ねてまいりました。今回の衆議院選挙における各種の討論会でも質問が多くあり、その都度、丁寧に説明をさせていただいたところであり、今後ともその考え方に変わりはありません。

■憲法第53条

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなればならない。

■158 閉-参-外交防衛委員会-1号 平成15年12月16日

○政府参考人（秋山収君） 憲法第五十三条の問題でございますので、一般的な考え方を御説明したいと思っております。

憲法五十三条後段は、「内閣は、」その要求があった場合に「その召集を決定しなればならない。」と規定しておりますが、召集時期につきましては何ら触れておりません。その決定は内閣にゆだねられております。このことから、いつ、いつ召集してもいいということではもちろんございません。臨時会の召集要求があった場合に、仮にその要求において召集時期に触れるところがあったとしても、基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならぬというふうな考え方でいるところでございます。

もともと、この合理的な期間内に国会の召集が見込まれるというような事情がありましたら、国会の権能は臨時会であるかと常会であるかと異なると、異なるところはございませんので、あえて臨時会を召集するということをしなくても、憲法に違反するというふうには考えておりません。